

令和5年4月10日

保護者各位

志布志市立有明小学校
校長 岩屋 高広

新型コロナウイルス等の出席停止基準の改訂について（お知らせ）

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対しまして、御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る文部科学省の通知に則り、マスク着用を始め、徐々に緩和傾向になりました。また、国では、5月8日から新型コロナウイルスが、感染症分類【2類相当】からインフルエンザ同等の【5類】に位置付けられる予定であると報道等で示されていますが、出席停止等の具体的な基準は示されていません。

つきましては、緩和化されたことを受けて、本校では下記のとおり、これまでの出席停止と欠席の基準を太字で示したとおり若干改訂しました。当面はこの基準をもとに、判断していただきますので、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。但し、自宅待機の期間等については、あくまでも医師や保健所等の専門の方々の指示を優先してください。

記

Ⅰ 出席停止基準の改訂

① 本人に新型コロナウイルスの感染が確認された場合 (みなし陽性も含む)	・ 有症状患者は、発症日の翌日を1日目と数え、7日目までを療養期間とする。 ----- ・ 無症状患者は、検体採取日の翌日を1日目と数え、7日目までを療養期間とする。 ・ 加えて、5日目の検査キット等による検査で陰性を確認した場合は6日目に解除を可能とする。
② 本人が医師から新型コロナウイルスの濃厚接触者として指定された場合	・ 特定された濃厚接触者の待機期間は、感染者との最終接触日を0日目とし、5日間とするとともに、2日目及び3日目の抗原定性検査キット等を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目に解除を可能とする。
③ <u>家族が医師から新型コロナウイルスの濃厚接触者と指定された場合</u>	・ <u>登校を控えなくてもよい。</u>
④ <u>本人が発熱や発熱を伴う風邪症状の場合</u>	・ <u>登校を控え、自宅で療養をする。</u>
⑤ <u>家族が発熱や発熱を伴う風邪症状の場合</u>	・ <u>登校を控えなくてもよい。</u>
⑥ 新型コロナウイルスのワクチン接種の場合	・ 出席停止扱いとする。
⑦ 新型コロナウイルスのワクチン接種の副反応の場合	・ 接種日及び副反応の期間とする。
⑦ 本人にインフルエンザの感染が確認された場合	・ 発症日の翌日を1日目と数え、5日目を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでとする。
⑧ 家族がインフルエンザに感染した場合	・ 登校しても構わない。但し、発熱の原因が、インフルエンザと判明するまでは自宅待機とし、出席停止扱いとする。

裏面も参照

2 早退基準の改訂

① 本人が発熱等で早退になる場合	・ 原則早退とする。
② 本人の兄弟姉妹が感染や発熱で早退になる場合	・ 継続して在校させる。
③ 新型コロナウイルスのワクチン接種の場合	・ 出席停止扱いとし，原則，早退扱いにしない。 (遅刻の場合も同等扱いとする。)
④ 新型コロナウイルスのワクチン接種の副反応による早退の場合	・ 原則早退とする。 (遅刻の場合も同等扱いとする。)
⑤ インフルエンザのワクチン接種の場合	・ 原則早退とする。 (遅刻の場合も同等扱いとする。)
⑥ インフルエンザのワクチン接種の副反応の場合	・ 原則早退とする。 (遅刻の場合も同等扱いとする。)

※ 上記については、あくまでも判断基準となり、御心配な場合は、医師や学校へ御相談ください。

3 学校への連絡について

(1) 病院からの診断結果や療養期間等については、学校（担任または管理職）に可能な限り連絡してください。

※ 学校は、プライバシー保護の観点から、個人が特定されないように配慮します。

(2) 欠席届は、光の子メール、電話連絡による欠席届等があります。症状等、具体的に御連絡いただき、特に発熱の有無は必ず御連絡（御記入）ください。

欠席・遅刻届け出
システムURL



空メール送信して、欠席または遅刻をお知らせください。